

今年は民生委員制度創設 100 周年です

～「民生委員制度 100 周年の日」(5 月 12 日)のお知らせ～

全国民生委員児童委員連合会

●「民生委員制度 100 周年の日」とは

住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員は、同じ地域住民の立場からさまざまな課題を抱えた人びとの相談に応じるとともに、必要な支援への「つなぎ役」となります。また地域の見守り役として、さまざまな関係者、関係機関と連携しつつ、日々、活動を行っています。

今年の 5 月 12 日は「民生委員制度 100 周年の日」です。これは、大正 6 (1917) 年 5 月 12 日に、民生委員制度の源である「済世顧問制度」を定めた岡山県済世顧問制度設置規程が公布されたことから 100 周年を数えることによります。

民生委員・児童委員活動の基本は住民と「顔と顔をあわせた」関係にあります。そのため、何よりも住民の皆さんに民生委員・児童委員を知っていただくことが大切です。そこで、全国民生委員児童委員連合会では、民生委員・児童委員の存在やその活動をより多くのおみなさんに知っていただくとともに、民生委員・児童委員自らの意識を高めるため、毎年 5 月 12 日を「民生委員・児童委員の日」、5 月 12 日からの 1 週間を「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」と定めています。

本年はとくに制度創設 100 周年の記念すべき年であることから、活動強化週間において、全国各地でさまざまな PR 活動等が行われます。

どうぞ制度創設 100 周年を迎えた、民生委員・児童委員活動へのご理解とご協力をお願いいたします。

●平成 29 年度「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」について

<実施期間>

平成 29 年 5 月 12 日 (金) ～5 月 18 日 (木)

(例年は期間中の日曜日が一斉取り組み日となっていますが、本年は制度創設 100 周年を迎えることから「民生委員制度 100 周年の日」にあたる 5 月 12 日 (金) を「一斉取り組み日」として、全国でさまざまな取り組みが進められます。)

<各地でこのような取り組みが行われます>

- ・ 民生委員・児童委員によるパレードの実施や街頭での PR 活動
- ・ 街頭スクリーンやテレビ等での民生委員・児童委員活動に関する映像上映
- ・ 地域の全戸訪問活動や学校前での声かけ運動 など

詳しくは、全国民生委員児童委員連合会ホームページをご覧ください。

<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/index.html>

活動強化週間の特集ページに、各地における取り組み予定を掲載します。
ホームページでは、民生委員・児童委員の活動や東日本大震災被災地における民児協の活動についてもご紹介していますので、ぜひご覧ください。